

環境に配慮した設備導入にかかる補助金

住宅用地球温暖化対策 設備導入促進費補助金

市では、更なるCO₂削減を進めるため、住宅用地球温暖化対策設備導入費用の一部を補助します。

○住宅用設備

※・因

自ら居住する市内の住宅に①～⑥の設備を設置する人、または自らが居住する目的で市内の①～⑥の設備付きの建売住宅を購入する人

① 一体的導入システム

住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システムまたは電気自動車等充給電設備を同時に設置する場合

1件 25万円（定置用リチウムイオン蓄電システムとの組合せの場合）

1件 22万円（電気自動車等充給電設備との組合せの場合）

※太陽光発電施設単独での申請はできません。

② 家庭用燃料電池システム

1基 10万円

③ 定置用リチウムイオン蓄電システム

1基 8万円

④ 家庭用エネルギー管理システム

1基 8千円

⑤ 電気自動車等充給電設備

1基 5万円

⑥ 住宅用太陽熱利用システム

1基 8万円（強制循環型システム）

1基 4万円（自然循環型太陽熱温水器）
※設置工事の着工前に申請をしてください。

○次世代自動車用

※・因

4月1日以後に新車登録した人で、①～③の車を自ら使用する目的で購入する人

① 燃料電池自動車（FCV）

1台 20万円

② 電気自動車（EV）

1台 5万円

③ プラグインハイブリッド自動車（PHEV）

1台 5万円

※電気自動車等充給電システム（V2H）を設置されていることが条件となります。

浄化槽設置整備事業 補助金

海や川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をより良いものにするため、汲み取り式トイレや単独浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える人で一定の要件を満たす人に、補助金を交付します。

※・因

公共下水道の事業認可区域を除く地域（「知立市公共下水道処理開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱」に該当する場合を除く。）で、市内に居住しており、専用住宅（主に居住の用に供する建物または述べ床面積の2分の1以上を

居住の用に供する建物）に汲み取り式トイレまたは単独浄化槽からの切り替えで、10人槽以下の合併処理浄化槽（消費電力等の基準を満たす環境配慮型浄化槽に限る）を設置する人

▼注意事項

次のような場合は、補助を受けることができません。

・新築（建替えを含む）住宅へ設置する場合

・建築確認申請を要する増改築に伴い、設置する場合

・申請をする前に工事に着手している場合

・浄化槽法に基づく届出をしないので設置した場合

・住宅等を借りている人で、賃貸人の承諾を得られない場合

▼補助金額 46万円（5人槽）、57万円（6～7人槽）、77万1千円（8～10人槽）

※なお、工事着工は、市の補助金交付決定通知日以降となりますので、余裕をもって申請してください。

▼実績報告期限 補助金に係る事業の完了後30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日に実績報告書の提出が必要です。

○共通事項

・詳細については市ホームページでご確認いただき、不明な点はお問合せください。
・予算の範囲内で受付けます。

【申・問】 4月1日（水）から環境課 環境保全係（☎95）0154）へ。

市役所の電気自動車等 充電スタンドが便利になります

4月1日から市役所来庁者駐車場の電気自動車等充電スタンドの利用登録制を廃止し、事前の手続き不要で利用できるようになります。

対象車両をお持ちの人はご利用ください。

また、次世代自動車に関心を持っていただき、自動車の購入・買い換えの際は電気自動車等のエコカーをご検討ください。

【因】 利用時間 午前9時～午後5時（※年末年始およびメンテナンス時等を除く）

【因】 1日1回まで（60分以内）

【因】 電気自動車、プラグインハイブリッド車

【因】 無料

【問】 環境課環境保全係（☎95）0154）

